明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

2　令第三十四条の総務省令で定める添付書類は、次の各号に掲げる書換えの事由に応じ、当該各号に定める書類とする。 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき　書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもの又は旅券法施行規則（平成元年外務省令第十一号）別表第一に定める要件を満たしたもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　略］ ［3　略］	2　［同上］ 一　第五十一条第二項に定める免状の記載事項に変更を生じたとき　書換えの申請前六月以内に撮影した写真（正面、無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、無背景、上三分身像の縦四・五センチメートル、横三・五センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものをいう。第五十三条及び第五十七条において同じ。） ［二　同上］ ［3　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。ただし、第一条中消防法施行規則第三十三条の六の改正規定及び第二条の規定は、公布の日から施行する。

○総務省令第三号
財務省

所得税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四号）の施行に伴い、並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和四十四年法律第四十六号）第十条の五第三項、第十条の六第一項各号及び第十二条並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令（昭和六十二年政令第三百三十五号）第六条の七第一項の規定に基づき、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

総務大臣　金子　恭之
財務大臣　鈴木　俊一

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令の一部を改正する省令

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令（昭和四十四年大蔵省自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十七項、第二条の二第十六項、第二条の三第十六項、第二条の四第十六項及び第二条の五第十七項中「、磁気テープ」を削る。

第十条第二号中「第六十九条第二十三項から第二十五項まで又は第二十九項」を「第六十九条第二十五項から第二十七項まで又は第三十一項」に、「同条第二十三項」を「同条第二十五項」に改める。

第十五条第一項中「以下」の下に「この項及び次項において」を、「還付加算金」の下に「（国税通則法第五十八条第一項に規定する還付加算金をいう。次項において同じ。）」を加え、「国税通則法第五十八条第一項」を「同条第一項」に、「掲げる日」を「定める日」に改め、同項第三号中「第九条の三の二第一項」の下に「、第三十七条の十一の四第一項」を加え、同項第七号中「前条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条第二項中「、前項」を「、同項」に改める。

第十六条の四第二項第一号二中「国民年金手帳（国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十三条第一項に規定する国民年金手帳をいう。）、」を削る。

第十六条の七第一項第一号中「以後に」を「（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者（それぞれ同号に規定する海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者をいう。以下この項において同じ。）にあつては、平成三十年一月一日）以後に」に、「にあつては」を「には」に、「以後の」を「（海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者にあつては、平成三十年分）以後の」に改め、同項第二号中「以後」を「（同項第四号に掲げる法人、同項第五号に掲げる者に係る同号に規定する組合若しくは団体又は同項第六号に掲げる者に係る同号に規定する信託（以下この号において「投資法人等」といい、その財産の運用を海外投資家等特例業務届出者又は移行期間特例業務届出者が同項第四号に規定する投資運用業として行う場合に限る。）にあつては、平成三十年一月一日）以後」に、「これらの規定に掲げる法人、組合又は信託」及び「当該法人、組合又は信託」を「当該投資法人等」に改める。

第十六条の十二第五項中「第三項第二号チ」を「第三項第一号チ」に改め、同条第七項中「及び第七項から第九項まで」を「、第六項及び第七項」に改め、同条第九項中「、磁気テープ」を削る。